

子どもの居場所づくりにおける 自治体の動向に関する 報告書

2025年 4月 20日

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ



目次

[第1章 はじめに](#)

[第2章 調査概要と目的](#)

[第3章 自治体における居場所づくりの体制](#)

[第4章 居場所づくりに対する自治体の姿勢](#)

[1. 市町村の「優先度」に関する意識の変化](#)

[2. 自由記述から見える現場の危機感](#)

[3. 政策的関心の高まりと実装への課題](#)

[第5章 居場所づくりのニーズとその背景](#)

[実感される主なニーズ](#)

[1. 子どもの声によるニーズの可視化](#)

[2. 保護者からの相談・要望の増加](#)

[3. 地域団体・NPOからの提案・連携要望](#)

[4. 既存制度の限界が生み出す代替ニーズ](#)

[ニーズを把握していない自治体の背景](#)

[ニーズ把握を左右する姿勢と仕組み](#)

[第6章 居場所づくりの方向性と重点課題](#)

[1. ふやす：多様な子どもの居場所を増やす](#)

[2. つなぐ：子どもが居場所と出会う仕組みをつくる](#)

[3. みがく：居場所の質を高める](#)

[4. ふりかえる：居場所づくりの評価と見直し](#)

[5. 実施上の共通課題](#)

[第7章 政令指定都市・中核市における動向](#)

[政令指定都市アンケートの比較分析](#)

[1. 政策の位置づけと姿勢](#)

[2. 推進の視点と政策段階](#)

[3. 実施上の課題と制度的障壁](#)

[中核市アンケートの比較分析](#)

[第8章 取組事例](#)

[第9章 今後の展望と政策的示唆](#)

[1. 居場所づくりの本質的価値の再確認](#)

[2. 地域間格差の是正と全国的な整備推進](#)

[3. トップのリーダーシップと庁内連携の強化](#)

[4. 中間支援機能の制度化と強化](#)

[5. 子どもの参画と声の反映の仕組み化](#)

[6. 居場所づくりを進めようとする自治体への支援強化](#)

[第10章 おわりに](#)

第1章 はじめに

子どもの居場所づくりは、少子化や共働き家庭の増加、孤独孤立や貧困といった現代社会が抱える複合的な課題への対応策として、全国の自治体で注目を集めている。家庭や学校以外に、安心して過ごせる「第三の居場所（サードプレイス）」を整備することは、子どもの権利保障の観点からも、地域共生社会の実現や包括的な福祉政策の推進においても、極めて重要な意味を持つ。

「居場所」とは単なる物理的な空間の提供ではない。子ども自身が「ここが居場所だ」と感じられる主観的な体験を伴った「関係性の場」であり、「自分らしくいられる」「誰かとつながれる」「安心して過ごせる」ことが保証されて初めて機能するものである。したがって、居場所づくりとは、空間やプログラムを整えるだけではなく、子どもの声に耳を傾け、主体性や多様性を尊重しながら運営される必要がある。

一方で、居場所という概念は抽象性が高く、その定義や目的、対象とする子どもの層も自治体によってばらつきがある。また、制度的な枠組みや担当部局の違いによって、実際の取組状況に差が生まれているのが現状である。たとえば、福祉部門の取組として位置づけられる一方で、教育や地域づくりの視点からは十分な連携が取られていないケースも見られる。

こうした課題を乗り越えるためには、居場所づくりを「子どもを中心とした地域づくりの戦略」として再定義し、庁内横断的な連携体制と、民間や地域との協働によって持続的に進めていく視点が不可欠である。また、子どもの主観的実感を重視する以上、「子どもが本当にそこを居場所だと感じているか」というフィードバックの仕組みも重要となる。

本報告書では、2024年度に愛知県および新潟県が実施した市町村向け調査結果をもとに、自治体における子どもの居場所づくりの実態、体制、政策姿勢、課題、事例を整理し、さらに中核市・政令指定都市の動向とも比較しながら、全国的な傾向と政策的課題を考察する。子どもを取り巻く環境が大きく変化する今、自治体がどのように子どもの声と向き合い、具体的な施策として展開しようとしているのかを可視化し、今後の政策立案や地域実践の基礎資料となることを目的とする。

第2章 調査概要と目的

本報告書の基礎資料となるのは、2024年度に愛知県および新潟県が県内全市町村を対象に実施した「子どもの居場所づくり」に関する調査である。調査は、子どもの居場所に関する自治体の方針、ニーズ、実施状況、課題意識を可視化し、今後の支援方針や制度設計に役立てることを目的として行われた。

- 対象自治体：愛知県内54市町村、新潟県内30市町村
- 調査形式：アンケート調査（選択式＋自由記述）
- 実施時期：2023年4月～2024年3月（各調査によって実施時期が異なる）

加えて、上記調査を比較検証するうえで、以下2つの調査結果を参照している。

- 「こどもの居場所づくりに関する指定都市照会 結果」（令和6年11月18日 指定都市市長会 こども部会 参考資料）
- 「中核市におけるこども食堂かかる取組み調査」（令和6年 鳥取市が中核市を対象に実施した調査）

本報告は、制度化の有無や地域課題への対応状況を踏まえ、子どもの居場所づくりに関する政策や体制、施策の実施状況など整備段階ごとの課題や可能性も明示することを目的としている。

第3章 自治体における居場所づくりの体制

子どもの居場所づくりを着実に推進するためには、自治体内における旗振り役となる所管体制（リーダーシップを発揮する部署や担当者など）と庁内における横断的な体制が不可欠である。とりわけ、福祉・教育・地域づくりなど多部門にまたがる政策分野であることから、単一の課で担うことは難しく、各部署を横断した体制構築が鍵となる。

今回の調査では、愛知県の63%、新潟県の70%の市町村が、居場所づくりに関わる明示的な担当部署を設けていると回答した。担当部門として多かったのは、子育て支援課、福祉課、家庭児童相談課など福祉系の部署であったが、一部自治体では教育委員会や地域振興課などとの連携体制も確認され、庁内での横断的な取組が進みつつあることがうかがえた。

特に新潟県の複数の市町村では、福祉部門と地域づくり部門が共同でヒアリングを実施したり、子ども家庭総合支援拠点と連動して事業を展開するなど、部門を超えた協働の仕組みが整えられていた。一方、愛知県の一部市町村では単独課での対応にとどまっており、「担当課はあるが他部局との連携はこれから」といった今後の取組の進展が期待される事例も散見された。

また、居場所づくりを制度的に位置づけるために不可欠なのが、「こども計画」や「地域福祉計画」、「総合計画」など自治体計画への反映である。今回の調査では、こども計画等に居場所づくりを明記している市町村の多くで、企画部門との調整が進めやすく、事業の予算化や成果指標の設定もスムーズに行われている傾向が見られた。逆に、計画上の位置づけがない市町村では、「補助金交付はしているが全体像が把握できていない」「担当課も不明確で問い合わせ先が曖昧」といった運営の属人的・部分的な対応状況も確認されている。

加えて、庁内調整における課題として多く挙げられたのが、「福祉部門と教育部門の間における連携の難しさ」である。図書館や公民館などといった社会教育施設は教育委員会の所管である一方で、こども食堂や無料の学習支援施設などは福祉部門で所管しているケースが一般的である。そのため、「子どもの居場所」として一括りにする場合、「どの部門が主導するか不

明確」「福祉と教育で子ども観や支援観にズレがある」といった声は、子ども支援が制度の狭間で取りこぼされやすい構造的問題を示している。

こうした状況を踏まえると、今後は次のような体制整備が求められる。

- 居場所づくりを庁内横断の政策課題として位置づける首長・幹部のリーダーシップ
- 企画・福祉・教育・地域づくり部門の横断連携を担う「調整役」の明確化
- 地域の民間団体やNPOと接続する中間支援機能の活用や支援
- 「居場所＝福祉」のみにとらわれない、複合的政策としての整理

子ども政策担当課だけに委ねるのではなく、組織全体として居場所づくりを支えるという視点が、これからの自治体にとって重要である。

第4章 居場所づくりに対する自治体の姿勢

子どもの居場所づくりが持続的に推進されるためには、自治体がこの政策をどのように位置づけ、どの程度の優先度で取り組んでいるかが極めて重要である。単なるモデル事業としての位置づけではなく、中長期的に地域社会に根づいた政策として発展させるためには、計画・予算・組織のいずれにおいても明確な意思と方向性が必要となる。

今回の調査では、愛知県内の約78%、新潟県内の約87%の市町村が、「こども計画」の策定を予定していると回答した。さらにそのうちの多くが、「子どもの居場所づくり」を計画に盛り込む意向を持っていることがわかった。

特に注目されるのは、「令和6年度内に盛り込む予定」と明言した市町村が全体の7割を超えていた点である。これは、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」の理念や、国のこども大綱（以下、「大綱」と言う。）・こどもの居場所づくり指針（以下、「指針」と言う。）といった政策動向が、地方自治体における優先順位の再編に明確な影響を与えていることが考えられる。

1. 市町村の「優先度」に関する意識の変化

子どもの居場所づくりに対する自治体の姿勢をさらに具体的に把握するため、居場所づくりへの取組に関する認識を確認した結果、愛知県では全体の約74%の市町村が取り組むべきであると回答しており、市町村の多くがこの施策を「必要不可欠な政策課題」として位置づけ始めていることが明らかになった。これは、単に国の政策方針に追随しているというよりも、孤独孤立、家庭環境の多様化、地域のつながりの希薄化といった実態に対して、行政として応答せざるを得ないという「当事者意識」が芽生えてきていることを示している。

2. 自由記述から見える現場の危機感

市町村職員の自由記述の中には、次のような切実な声が多く見られた。

- 「学校にも家庭にも居場所がない子どもが増えている。昼間は学校に行けず、夜は家庭で孤立している」
- 「地域のつながりが弱くなり、放課後や休日に子どもが安心して話せる大人がいない」
- 「不登校や家庭に課題を抱える子どもにとって、学校外で自分の存在を受け入れてくれる場所は、自己肯定感を支える命綱のようなもの」
- 「困難を抱える子どもほど、“迷惑をかけない子”であろうとして黙って孤立している。声をあげない子ほど、本当は一番居場所を必要としている」

こうした記述は、単に居場所の「物理的な整備」ではなく、「どんな関係性の場をつくるか」「どんな子どもに届くか」が問われていることを示唆している。特に、従来の制度や仕組みの中では拾いきれなかった“声なき声”に行政がどう向き合うかが、今後の居場所づくりの政策の成否を分けるポイントである。

3. 政策的関心の高まりと実装への課題

優先度が高まっているとはいえ、「政策として掲げる」とことと「実際に実行できる」とこの間には依然として乖離がある。自由記述では、以下のような現場の葛藤も報告されていた。

- 「本庁の計画では位置づけられているが、現場の運営体制が追いついていない」
- 「庁内に賛同はあるが、どの部署が旗を振るかで毎年のたらい回し状態になっている」
- 「現場では必要性を痛感しているが、予算化や制度化には至っていない」

こうした状況は、居場所づくりを「現場レベルの創意工夫」で乗り切る段階から、「政策として支える」段階への移行が求められていることを示している。

第5章 居場所づくりのニーズとその背景

自治体が子どもの居場所づくりに取り組む際、もっとも基礎的かつ重要となるのが「ニーズの把握」である。これは単に「施設が足りない」といった物理的・数的不足を訴える声にとどまらない。むしろ本質的には、「子どもたちが、どのような背景や困難を抱えながら、どんな居場所を必要としているのか」という質的な理解と、「その声がどこにどれだけ存在しているのか」「それが適切に行政に届いているのか」という把握の在り方が問われている。

本調査では、愛知県の61%、新潟県の53%の市町村が「ニーズを感じている」と回答しており、居場所づくりの必要性を多くの市町村が認識している実態が明らかとなった。加えて、自由記述や補足コメントからは、以下のような具体的な根拠が挙げられていた。

実感される主なニーズ

1. 子どもの声によるニーズの可視化

多くの市町村では、小中高校生を対象としたアンケートやワークショップを通じて、「学校や家庭以外に安心して過ごせる場所がほしい」「休日や放課後の過ごし方に困っている」「家に帰っても話し相手がない」といった声が複数確認されている。とりわ

け中高生や、放課後に特定の活動がない子どもほど、孤立や無為な時間への不安を訴える傾向があった。

2. 保護者からの相談・要望の増加

「子どもが放課後に一人で過ごしていることが多く心配」「祖父母が日中の世話をしているが、負担が大きい」「自宅ではゲームばかりで社会的なつながりが持てていない」など、家庭内の孤立や放課後の空白に関する不安を、保護者自身が訴えるケースが増加している。

3. 地域団体・NPOからの提案・連携要望

地域のこども食堂や民間団体、青少年団体などから、行政に対して「新たな居場所を開設したい」「空き施設を利活用できないか」といった相談や協働の提案が寄せられており、実際に活動を支える地域側のニーズが高まりを見せている。

4. 既存制度の限界が生み出す代替ニーズ

放課後児童クラブの定員超過や待機児童の発生、不登校児童生徒の増加により、制度的に対応しきれない「政策のすき間」の存在が明らかになっている。たとえば、「学童の対象ではないが、安心して過ごせる地域の居場所が必要」という声や、「福祉制度の対象外となる年齢層の孤立」に対する懸念などである。

ニーズを把握していない自治体の背景

一方で、「ニーズを感じない」「どちらとも言えない」と回答した市町村も一定数存在する。これらの自治体に共通するのは、「ニーズが実際にはない」というよりも、「ニーズを把握する仕組みが不十分である」という点である。具体的には次のような理由が挙げられていた。

1. アンケートや意見収集の未実施

「子どもの声を直接聞く仕組みがない」「保護者や教職員からのヒアリングもできていない」といった理由から、実態が把握できていない。

2. 既存施設への依存・過信

「児童館があるから十分」「子ども会やスポーツ少年団で交流している」という前提があり、利用実態やそれ以外の子どもたちの状況が見落とされている。たとえ施設が整備されていたとしても、利用者の偏りが存在していたり、利用の目的や対象年齢が限定的であることが多い。また、施設や場が充足していたとしても、その場を居場所と感じているかどうかはわからない。

3. 体制と人員の不足・知識不足

「担当者が他業務と兼務であり、時間が取れない」「調査やヒアリングに取り組む余裕がない」といった内部事情により、必要性は感じていても手をつけられていない。また、実施しようとしてもどのように実態やニーズを把握すればよいのかといった、知識や経験が不足している。

ニーズ把握を左右する姿勢と仕組み

大人の視点による子どもの居場所に関する実態把握は、子どものニーズを適切に把握していることにはつながらない。ニーズを把握するための体制整備においては、丁寧且つ多角的な視点で子どもの実態や声を聴く取組が求められる。ニーズを捉える体制とはつまり、姿勢と様々な仕組みの有無であるという点が重要である。

今回の調査でも、ニーズを的確に把握できている市町村ほど、定期的なアンケート、保護者との対話、学校との連携、地域団体との懇談会といった複数のチャネルを通じて「声を集める仕組み」を持っていた。つまり、ニーズの有無は子どもや家庭の状況の違いだけでなく、自治体側の姿勢、担当者の感度、連携体制、そして継続的な対話のあり方によって左右される。したがって、「声を拾うための仕組みづくり」そのものが、居場所政策の出発点であり、政策実現への第一歩である。

第6章 居場所づくりの方向性と重点課題

今回の調査では、市町村が居場所づくりにおいて重視する政策について、指針で示されている「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の4つの観点に分類し、定量・定性の両面から傾向を把握した。これは子どもの居場所づくり施策を「つくる・届ける・育てる・見直す」という循環的視点で整理することができる枠組みである。単なる拠点整備にとどまらず、時代や地域によって変わる子どものニーズに応じた柔軟かつ持続可能な体制を考える上で有効である。

1. ふやす：多様な子どもの居場所を増やす

最も多くの市町村が重要だと考える取組として選んだ観点は、「ふやす」であった。愛知県の45%、新潟県の50%の市町村がこの項目を最優先として回答しており、量的不足が深刻な問題であることを物語っている。

この「ふやす」が意味するのは、単なる拠点数の増加ではない。むしろ「地理的な偏在の是正」「中高生や困難を抱える子どもなど、特別なニーズを抱える子どもへの対応」「時間帯や曜日の柔軟な開設」など、地域の実情を踏まえた居場所づくりの環境整備を意味している。

特に以下のような課題が自由記述から読み取れる

- 児童館等の既存施設が「小学生向け」かつ「午後5時閉館」であり、中高生の放課後利用に対応できていない
- 公民館や地域集会所の利活用が進んでいないが、運営人材や制度設計が未整備
- 新たな設置には財政や人的リソースの制約があり、NPO等の民間との連携が重要だが、うまく取り組めていない

このため、「地域の既存施設の活用」「地域資源とのマッチング」「中間支援団体による支援」などが今後の課題として挙げられる。

2. つなぐ：子どもが居場所と出会う仕組みをつくる

愛知県では24%、新潟県では13%の市町村が「つなぐ」を重視すると回答している。この視点は「届ける」機能に関わるものであり、整備された拠点や地域の居場所が本当に必要な子どもたちに届いていないという認識が背景にある。

「子どもが利用できる施設や場はあるのに誰も来ない」「保護者が子どもの送迎ができない」「そもそも存在を知られていない」などといった声は多くの市町村に共通していた。特に対象となるのは、次のような子どもたちである

- 不登校やひきこもり傾向にある子ども：学校との接点が薄く、情報が届かない
- 外国にルーツのある子ども：言語的・文化的な壁が障害となり、孤立しやすい
- 保護者が多忙・困窮している家庭の子ども：自ら情報を探せず、導線が途絶えがち

このような課題に対して、以下のような取組（一例）が有効であると考えられる。

- 学校・SSW・子育て支援センター等と連携し、情報を手渡しで届ける
- 地域で活動するキーパーソン（民生委員、PTA、町内会）による口コミ支援
- 初回参加をサポートする制度（体験利用、送迎支援、説明会）による心理的ハードルの緩和
- 地域の居場所を可視化するポータルサイトやアプリ、紙のマップ制作

また、総務省の「自治会等に関する市区町村の取組に関するアンケート（令和4年）」における問15の調査によると、「子どもを対象とした居場所の運営団体・個人」に関して、リストを作成・公表している自治体は15.7%、マップを作成・公表している市区町村は5.9%にとどまっている。このデータは、「つなぐ」ための基盤整備が全国的にもいまだ十分ではないことを裏付ける。

問15：近年、憩いや交流の場、子ども食堂など、高齢者や子どもを含めた地域の居場所づくりが、自治会に限らず、自治会以外の様々な団体（NPO、社会福祉協議会、老人会、ボランティア団体、企業等）や個人によって行われています。貴市区町村はこれらの団体・個人をどの程度把握、公表していますか。以下の表の該当する箇所全てに○を付けてください。該当がない場合は、記入不要です。

回答対象団体：1,741市区町村

	主に高齢者を対象とした居場所の運営団体・個人（①）のリスト・マップを作成・公表している市区町村数	割合	主に子どもを対象とした居場所の運営団体・個人（②）のリスト・マップを作成・公表している市区町村数	割合	①、②の両方に回答があった市区町村数	割合
リストを作成しているが公表していない	281	16.1%	189	10.9%	130	7.5%
リストを公表している	367	21.1%	274	15.7%	203	11.7%
マップを作成しているが公表していない	37	2.1%	13	0.7%	4	0.2%
マップを公表している	144	8.3%	103	5.9%	47	2.7%

複数回答又は無回答のため、割合の合計は100%とはならない。

出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」（令和3年度）

居場所づくりとは、単なる場や空間の提供に留まらず、誰もが円滑にアクセスできる環境を確保することを含んだ概念であり、「つなぐ」機能の充実、居場所の本質的な価値を発揮させる前提である。すべての子どもが、地域の居場所の存在を知り、行ってみたいと思え、利用することができる環境整備が求められる。また、支援が必要な子どもほど“自らつながる力”を持ちにくい現実を踏まえた「アウトリーチ型の設計」が必要とされている。

3. みがく：居場所の質を高める

「みがく」は、既存の拠点を単なる“場所”ではなく、“人と人との関係性が育まれる場”へと進化させる方向性である。愛知県では約23%、新潟県では約16%の市町村がこの項目を重視していた。

以下のような課題が自由記述で浮かび上がっている

- スタッフの子ども対応スキルにばらつきがあり、子どもの安心感を醸成する施設運営に不安がある
- 子どもの主体性が発揮されるような施設運営につながない
- 利用者が固定化し、特定の属性の子どもしか来ない

こうした課題の多くは、個々で取り組まれる居場所づくりの担い手による工夫によって解決されるものが多いが、自治体や中間支援団体の役割も重要である。それぞれの居場所づくりの多様性と独自性を保ちながら、地域一体で居場所づくりを進めることが必要不可欠である。そのため、以下のような取組は有効である

- ボランティアや職員向けの研修制度整備（子どもの権利に関する勉強会、子どもへの関わり方研修、トラウマインフォームドケア等）
- 「居場所づくりに関する子ども委員会」の設置や「子どもによる企画提案制度」の導入
- 地域の居場所づくりのプラットフォームでの情報交換や学び合いの機会提供

「みがく」ためには、単に設備投資やプログラム充実だけでなく、「どんな関係性が、どのように育まれているか」という場の“空気の質”に目を向ける必要がある。その意味で、居場所の“居心地の設計”が問われる。

4. ふりかえる：居場所づくりの評価と見直し

少数ながら、「ふりかえる」を選んだ愛知県では約10%、新潟県では10%では、「今ある拠点
が、本当に子どものニーズに応えているか」「誰のための居場所かを問い直したい」という深い問題意識が見られた。

- 「来ている子どもはいつも同じで、新規参加がない」
- 「来場者数」ばかり追って、満足度や実効性の検証ができていない」

居場所づくりを評価・検証することは重要であるにもかかわらず、現行の指針にはその手法や視点が十分に明記されていない。こうした状況を踏まえ、こども家庭庁では「居場所づくりをどのように評価・検証すべきか」という観点から、2024年度に調査研究を実施し、その成果を報告書として取りまとめている。

今後は、この調査結果を参照しつつ、地域における居場所づくりの評価方法を具体的に検討していくことが求められる。また、こうした評価・検証の仕組みを地域計画の中に位置づけることで、居場所づくりの持続可能性がより高まると考えられる。

5. 実施上の共通課題

4分類すべての段階で共通するのが、「人・予算・制度」の不足である。今回の調査でも、以下のような割合で各課題が挙げられている。

- 人員不足：専任職員がいない、兼務で負担が重い
- 予算不足：単年度予算で継続が不透明、拠点整備が困難
- 担い手との連携不足：地域団体の把握不足、関係構築のノウハウ不足
- ニーズ把握の未整備：子どもや家庭の実態が掴めない

加えて、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」などの国の制度が活用されていない自治体も多く、理由として「制度の煩雑さ」「成果報告への懸念」「人手不足による断念」が挙げられている。

このように、4つの方向性はいずれも独立した課題ではなく、相互に連動しながら施策の質と広がりを支えている。今後の政策立案においては、それぞれの段階での具体的課題と成功要因を丁寧に把握しながら、計画的・段階的に進めていくことが重要である。

第7章 政令指定都市・中核市における動向

本章では、愛知県・新潟県の市町村調査の結果とその他自治体の動向を比較検証するため、中核市および政令指定都市における「子どもの居場所づくり」の動向について分析し、政策姿勢や課題の共通点と相違点を明らかにする。

政令指定都市アンケートの比較分析

1. 政策の位置づけと姿勢

2024年10月16日～30日にかけて、仙台市が政令指定都市20市に対して行った「こどもの居場所づくりに関する指定都市照会」では、全市が「こども計画」を策定予定であり、そのうち18市が「子どもの居場所づくり」を計画に明示的に盛り込む意向を示している。これは、国の大綱や指針の影響が確実に地方都市にも波及していることを示している。

また、居場所づくりに関する各政令市の政策的優先度については、3市が「最優先で取り組むべき」、16市が「優先度高く取り組むべき」と回答しており、95%の都市が施策としての高優先度を認識している。加えて、12市が「強くニーズを感じている」、8市が「ある程度感じている」と答えており、ニーズ認識も高い水準にある。

一方で、推進体制として総括的に所管する部署が明確に存在するのはわずか2市にとどまり、18市では所管が複数に分かれている。このことは、庁内調整の複雑さと、組織横断的なマネジメントの困難さを浮き彫りにしている。

子どもの居場所づくりの重要性を認識し、計画に位置づけようとする政令市は増えているものの、実際には「どの部署が担当すべきか」「どのように地域の居場所づくりを具体化していくか」といった点で、戸惑いや課題を抱えているのが現状である。

2. 推進の視点と政策段階

指針で示されている「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」の4分類について、重要だが取り組めていないといった取組状況に関する項目では、「ふやす」（13市）、「つなぐ」（9市）、「みがく」（9市）、「ふりかえる」（14市）という結果であった。地域の居場所の量への課題と、取り組みに関する評価や改善に関する課題意識が高い傾向にあった。

この結果は、愛知県や新潟県で実施したものと同様の傾向である。その中でも、特徴的な自由記述の内容をまとめる

- 子どもの居場所の認知度の向上、周知広報
- 居場所の必要性を感じていない市民に対する説明
- 居場所の地域偏在
- 民間主体の活動への行政関与の難しさ
- 年齢に応じた機能・目的を有する居場所づくりに向けた子どものニーズの把握や提供方策等

4 分類に関わるものもあるが、一方で居場所づくりにおける共通の観点である「官民協働」における課題を感じている政令市も存在している。推進における現実的な壁を想起させる内容である。

3. 実施上の課題と制度的障壁

政令市が挙げた主な課題は、「予算不足」（9市）、「庁内連携不足」（6市）、「人材不足（知見を有する人がいない）」（5市）、「協働パートナーの不在」（4市）などであり、小規模自治体と共通する課題を持ちつつも、より制度設計・分野横断調整にかかる負荷が大きいと考えられる。

また、国の「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」に関しては、活用済み8市、今後活用予定・検討中5市、活用予定なし3市、未定5市とばらつきがあるが、他自治体の動向と比べると、積極的な制度活用の姿勢がみられる。

中核市アンケートの比較分析

本アンケートは、愛知県・新潟県および政令指定都市で実施された「子どもの居場所づくりに関する調査」とは異なり、主にこども食堂の充足率と施策との関連性に焦点を当てたものである。

こども食堂は、子どもの主要な居場所のひとつであり、本調査はその地域内での「充足率（＝校区実施率）」と、充足に至った要因との関係を明らかにすることを目的として実施された。つまり、地域の居場所がどのような条件下で充足されるのかを探るうえで、示唆に富むデータとなっている。

この調査は、2024年に鳥取市が中核市を対象に実施したもので、55市から回答を得た。調査結果からは、こども食堂の充足率と、自治体首長の姿勢、中間支援の有無、定量的な関係があることが示された。

指標	低充足群（～30%）	高充足群（70%以上）
食堂への支援	86.7%	83.3%
中間支援団体への支援	16.7%	33.3%
首長の表明	33.3%	66.7%

この結果から、こども食堂への支援自体は高充足群・低充足群で大きな差はなかった一方、

- 首長の明確な表明（公約化や重点施策化）が充足率に影響を与えている可能性
- 中間支援団体（地域ネットワーク組織やNPO）への間接的な支援の有無が、整備状況に影響を与えている可能性

といった傾向がみられた。前述の通り、当該調査はこども食堂に関するものであり、こどもの居場所に直接言及しているわけではない点に留意する必要がある。しかし、こどもの居場所に関する別の調査においても、前章までの考察と類似する傾向が確認されたことは注目に値する。

第8章 取組事例

本章では、愛知県および新潟県の調査において明らかとなった各市町村の先進的な取組事例を紹介し、地域の実態に根ざした居場所づくりがどのように展開されているかを具体的に示す。こうした事例は、他の自治体にとっても大きな示唆を与えるものであり、特に小規模自治体や財政的に制約のある地域においても実現可能な工夫が数多く含まれている。

● 中高生世代向けの居場所設計（A自治体）

A市では、児童館や公民館の利用が小学生以下に偏っているという課題を踏まえ、中高生専用の開放時間やスペースを設ける試行的取組を開始。利用時間を18時以降に設定し、学習支援ボランティアと連携して勉強と自由な交流ができる環境を整えた。また、地元のコンビニと連携し、飲食スペースの一部提供やクーポンの提供などの民間協力も得ている。

● 居場所づくりネットワーク会議の定期開催（B自治体）

B市では、民間の子ども食堂団体や青少年健全育成団体、学校関係者、福祉関係者など居場所づくりの関係者を集めて「居場所ネットワーク会議」を設置。課題や事例を共有し、行政が一方的に支援するのではなく、地域主体の支え合いを重視した合意形成が図られている。補助金もこの会議に参画している団体を優先的に対象とするなど、仕組みづくりがなされている。

● 遊休施設の転用とボランティア活用（C自治体）

C市では、統廃合された旧小学校の空き教室を改装し、週3日開所する多世代型の居場所を設置。地域住民が交代で見守りや活動提供を担っており、月に一度は高校生が主体のイベントも開催。自治会や民生委員との連携により、運営の安定化と継続的な利用促進を実現している。

● ワークショップ型政策形成（D自治体）

D市では、子どもや保護者による「政策アイデアワークショップ」を通じて、居場所の機能や運営形態について意見を収集。行政職員が直接参加し、実施可能性や制度上の課題についてその場でフィードバックする仕組みがあり、「対話から施策へ」を体現する実践となっている。

● 官民協働の居場所づくり実行委員会を軸にした居場所づくり（E自治体）

E市では、市民や地元企業、まちづくり協議会、NPOなど民間人材と、教育委員会や福祉部署等の行政職員からなる実行委員会を組成。この委員会を起点として、地域の居場所づくりに寄与するイベントの実施や認証制度、助成金の創設など様々な取組を行っている。

それぞれの地域の実情やニーズを捉え、様々な居場所づくりの実践が行われている。これらの事例の特徴を取り上げると、

- 既存資源の柔軟な活用（公民館・旧校舎など）
- 地域のNPOや市民等、地域資源の活用（ボランティア、地域団体、若者）
- 子ども本人の声を起点にした設計
- 官民の協働体制の構築、行政の部署を横断した体制構築
- 中間支援団体の活用

単に「場」をつくるだけではなく、「誰と、どんな関係性で、その空間を成り立たせるか」という視点が重要である。特に、子どもにとって「また行きたい」「気兼ねなくいられる」環境を構築するためには、空間設計や人的配置に加え、運営方針そのものが“居心地”を左右する要素となる。

第9章 今後の展望と政策的示唆

本章では、これまでの調査・分析・事例から得られた知見をもとに、今後の居場所づくり政策における中長期的な展望と、具体的な政策的提言を整理する。

1. 居場所づくりの本質的価値の再確認

居場所は単なる「滞在できる空間」ではなく、子どもが「ありのままの自分」でいられ、「人とつながり」「安心して過ごす」ことができる関係性の場である。そのため、施設の数や立地といったハード面だけでなく、運営方針、スタッフの関わり、参加の自由度などソフト面の整備が極めて重要である。

また、居場所は子どもの健全育成にとどまらず、家庭支援・地域福祉・防災対応・若者支援など、幅広い社会的機能と接続し得る「複合型政策資源」として位置づけるべきである。こうした観点からも、自治体の「総合計画」などに位置づけることにより、居場所づくりがより推進され、だれも取りこぼさない地域社会の実現へとつながる。

2. 地域間格差の是正と全国的な整備推進

今回の調査では、自治体によって政策の進捗度合いや制度設計の熟度に大きな差があることが明らかになった。特に小規模自治体では、ニーズが把握できていない、人的資源が不足している、予算の裏付けがない、といった構造的な制約が存在している。

こうした格差を是正するためには、都道府県レベルでの広域的な支援体制（例：中間支援組織の設置や事例共有会、勉強会の開催等）を整えることが必要である。特に、今回愛知県や新潟県で実施されたように、自治体による居場所づくりに関する取組状況調査を通じて実態・ニーズを明らかにし、必要な支援を講じるための基盤づくりが重要であり、有効である。

3. トップのリーダーシップと庁内連携の強化

居場所づくりに関する政策を本格的に進めている自治体では、首長や幹部職員による明確な意思表示が施策推進の大きな原動力となっていた。市民や議会への説明責任、関連部門（福祉・教育・地域振興など）との連携、予算配分の優先順位づけにおいて、トップの旗振りは不可欠である。

あわせて、担当課単独ではなく庁内横断チームを設置することで、福祉政策としてだけでなく、まちづくり・子育て・福祉・教育などの複合分野として統合的に位置づける体制が求められる。

4. 中間支援機能の制度化と強化

NPOや地域団体に対して行政が「どのように支援するか」が、居場所づくりの政策成果を大きく左右することが明らかになった。個別の団体に対する直接的な支援だけでなく、担い手同士のネットワーク形成、人材育成、広報支援、評価体制の構築といった、地域全体を視野に入れた包括的な支援が求められている。

こうした支援の仕組みを持続的に機能させるためには、中間支援団体の活用が極めて重要である。すなわち、居場所づくりを担う団体への「直接支援」に加えて、それを支える人や仕組みへの「間接支援」を制度的に整備することが鍵となる。

たとえば、中間支援団体を公的制度の中に明確に位置づけることや、自治体との協定締結などを通じて、継続的な活動を下支えするための制度的・財政的な基盤整備が不可欠である。

5. 子どもの参画と声の反映の仕組み化

子どもの意見や日々の感覚は、居場所づくりの運営方針において、極めて重要な指針となる。調査やワークショップ、子ども議会、日常的な対話の積み重ねを通じて、「大人都合の大人視点」ではなく、「子どもの視点で、子どもとともに」居場所をつくる体制への転換が求められている。

6. 居場所づくりを進めようとする自治体への支援強化

政府が旗振り役となって推進している「子どもの居場所づくり」政策は、多くの地方自治体にとって、いまだ制度的な整理が難しい政策分野である。現場では、「何から始めればよいのか」「どの部署が主導すべきか」「どこまでが自治体の責任として支援すべき居場所なのか」といった基本的な設計段階で戸惑いが見られる。

この政策は、制度上は曖昧かつ部局横断的な性質を持つため、従来の縦割り行政の枠組みでは対応しきれない側面がある。一方で、地域づくりや子どもを取り巻く環境整備と深く結びついており、地域の未来を支える“基盤政策”として位置づけるべき重要性を持っている。

したがって、こうした戸惑いや迷いから一步を踏み出せずにいる自治体に対して、制度的・人的な支援を行うことは極めて重要である。こども家庭庁が実施する「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」をはじめとする補助制度の継続と拡充が、自治体による政策実行を後押しする鍵となる。

これらの展望と提言を総合すれば、居場所づくりに関する政策は「個別の福祉施策」にとどまらず、「今後の地域社会を支える政策」として、まちづくりや教育、地域経済と密接に関係する公共政策の柱と位置づけられるべき段階に来ている。

第10章 おわりに

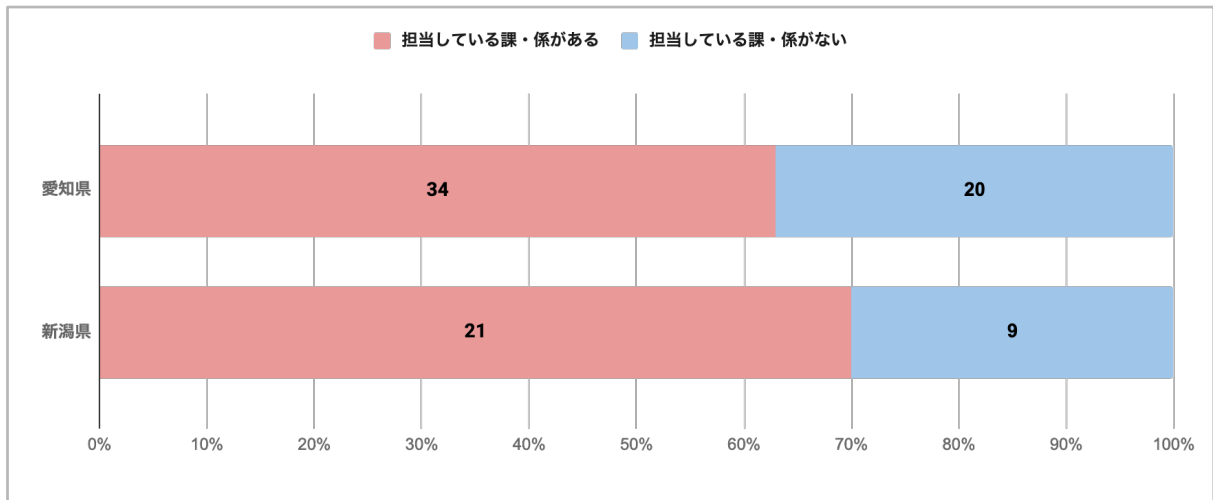
本報告書では、愛知県および新潟県の市町村調査を基に、自治体における子どもの居場所づくりの実態、政策の動向、直面する課題、そして先進的な事例を包括的に整理した。また、中核市・政令市といった大規模自治体の事例も交えつつ、自治体の規模や体制にかかわらず居場所づくりを支えるための重要な要素について明らかにした。

子どもの居場所は、単なる福祉政策の一環にとどまらず、社会のあり方そのものを問い直す基盤となる。子どもたちが「ここにいていい」「わたしを受けとめてくれる誰かがいる」と実感できる場所を社会全体でどう構築していくか。この問いは、孤独・孤立が深刻化する社会において、子どもだけでなく大人、そして地域社会の再構築にもつながるものである。民間企業やNPO、教育機関、地域住民、そして行政がそれぞれの立場から関わることで、「誰ひとり取り残さない」社会への道筋が見えてくるのではないだろうか。

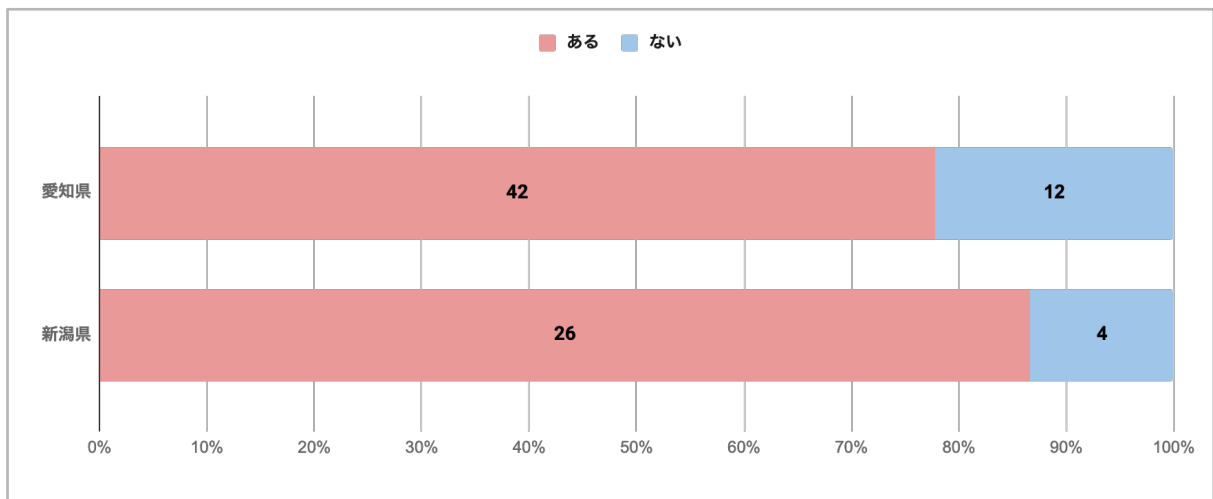
地域のあちこちに「居場所」がある社会、またそれらの「居場所」を、政策として当たり前を支える未来を目指して、取組が推進されることを願う。

参考資料

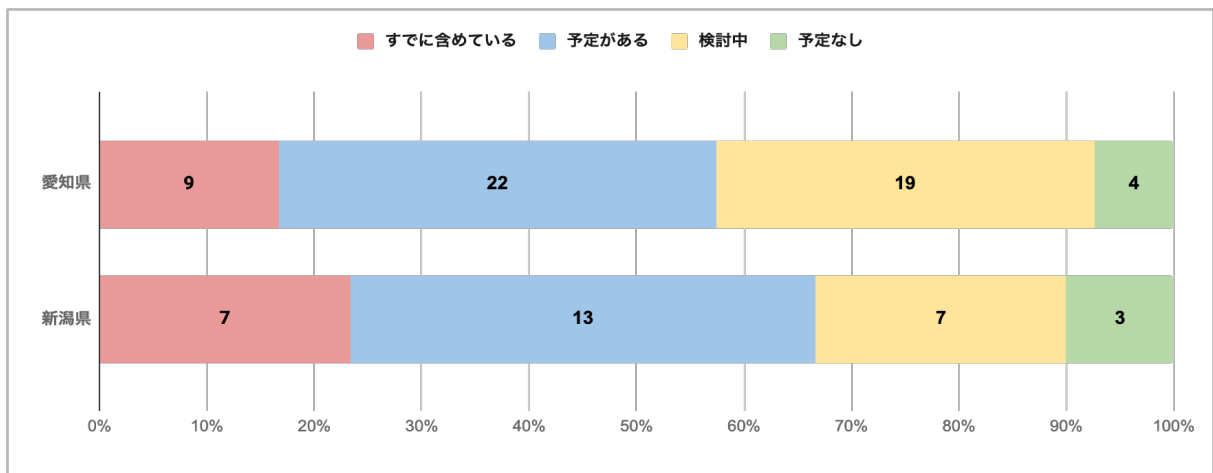
こどもの居場所づくりを担当している課・係はあるか？



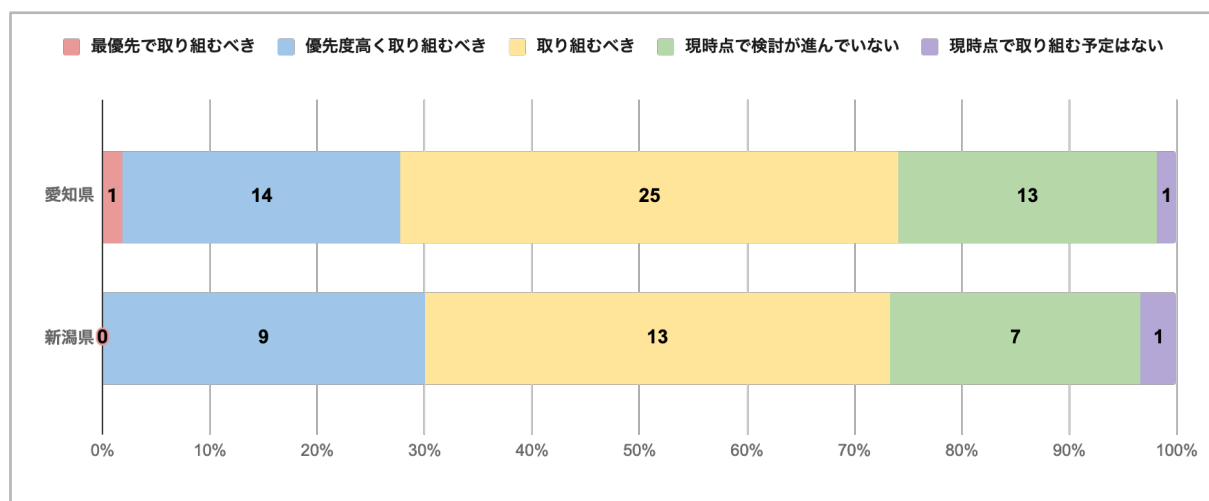
こども大綱に定められている「こども計画」を策定する予定があるか？



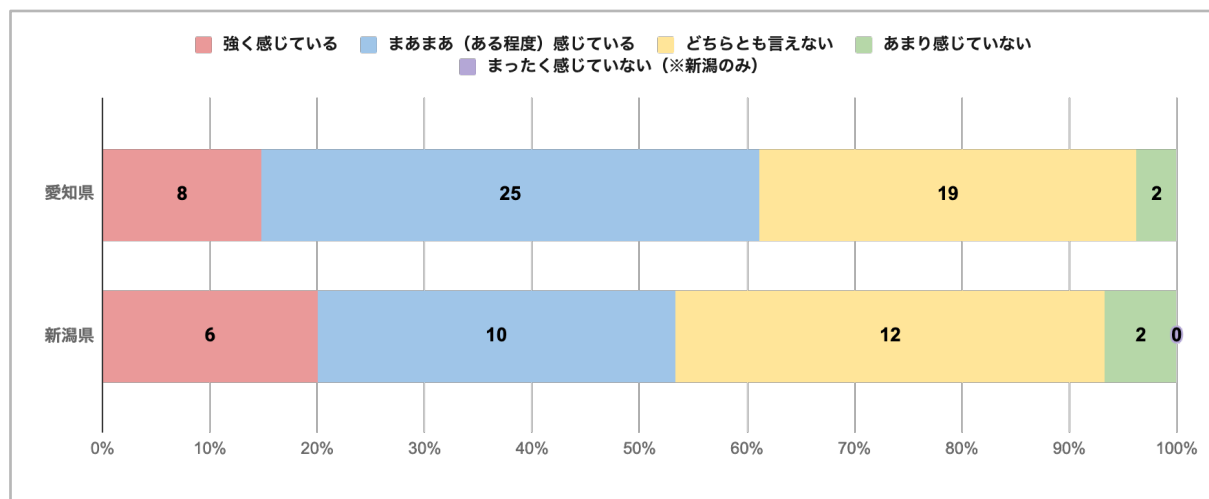
こども計画やその他の計画に「こどもの居場所づくり」の内容を含める予定はあるか？



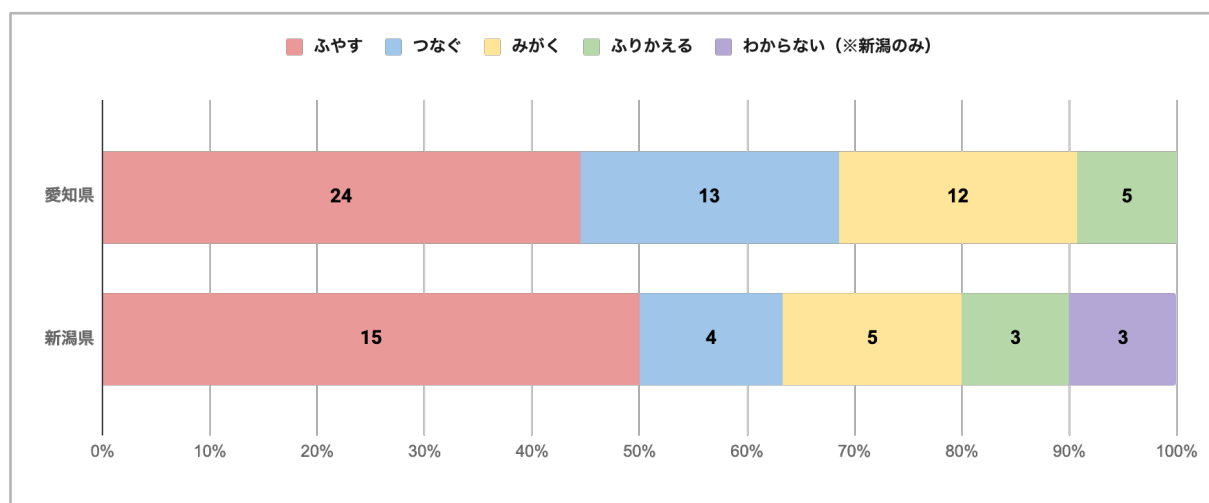
こどもの居場所づくりに対する考えについて、最も近いものは？



「こどもの居場所づくり」についてのニーズをどう感じるか？

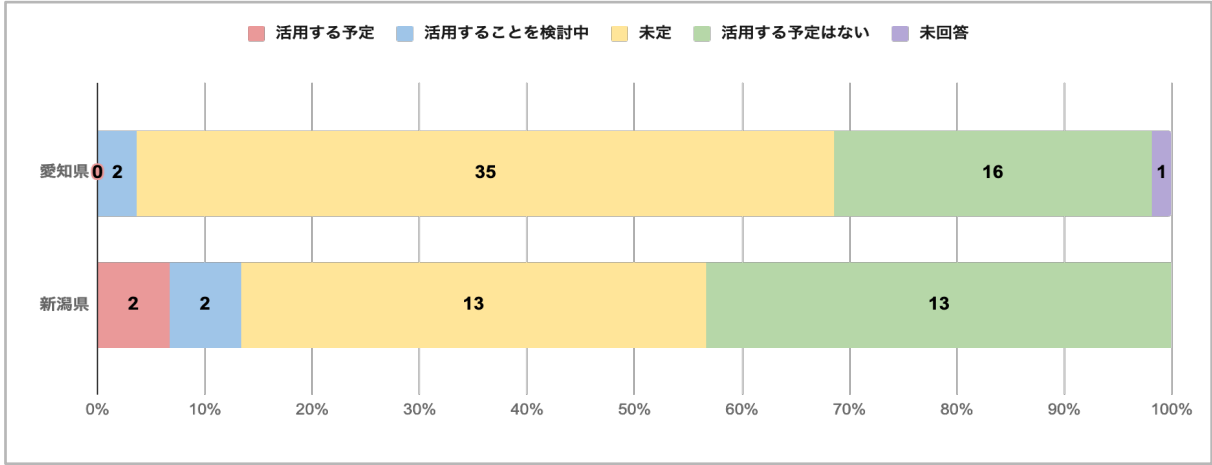


現時点でどの視点に対する取組みが最も重要だと考えているか？



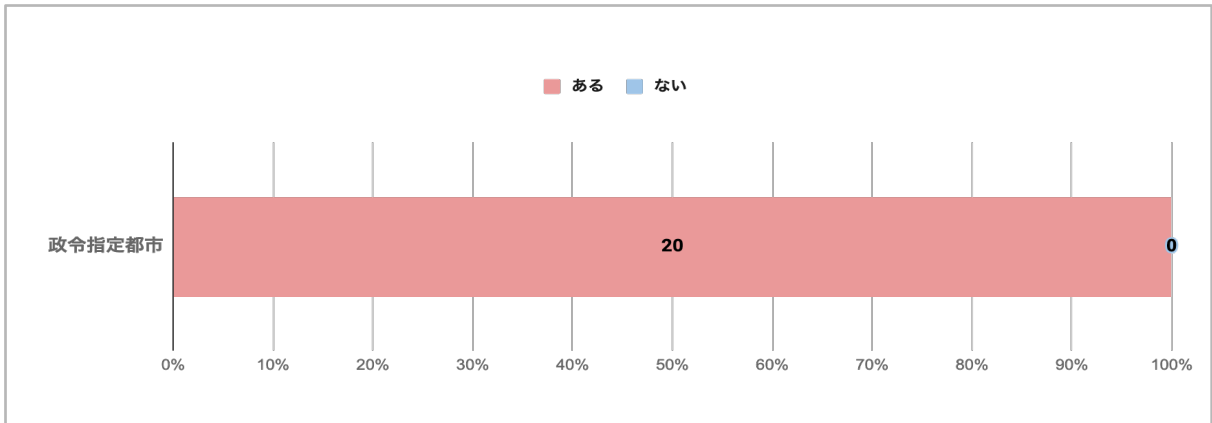
今後、国の「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」の活用を考えているか？（愛知県）

令和7年度に「こどもの居場所づくり」に関する国の補助事業の活用を考えているか？（新潟県）

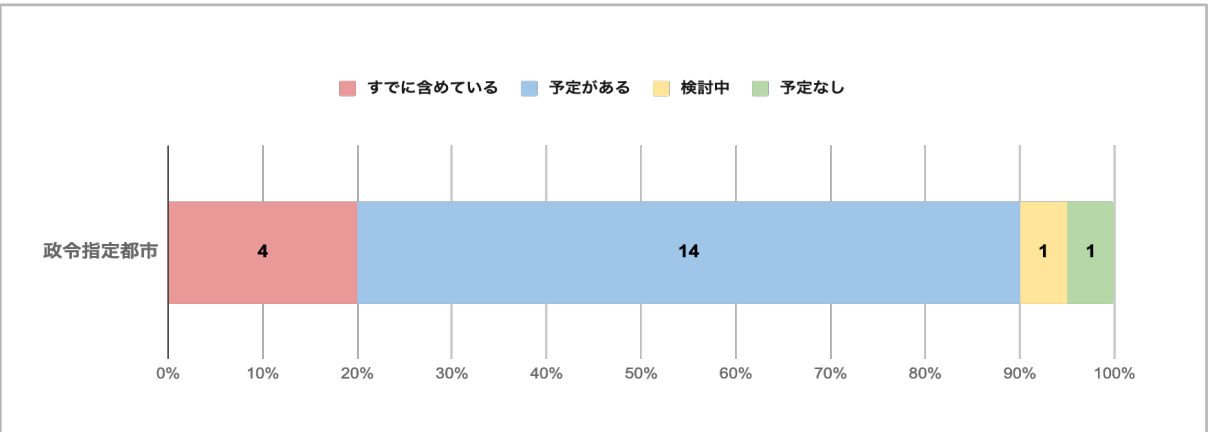


【こどもの居場所づくりに関する指定都市照会（仙台市：2024年10月実施）】

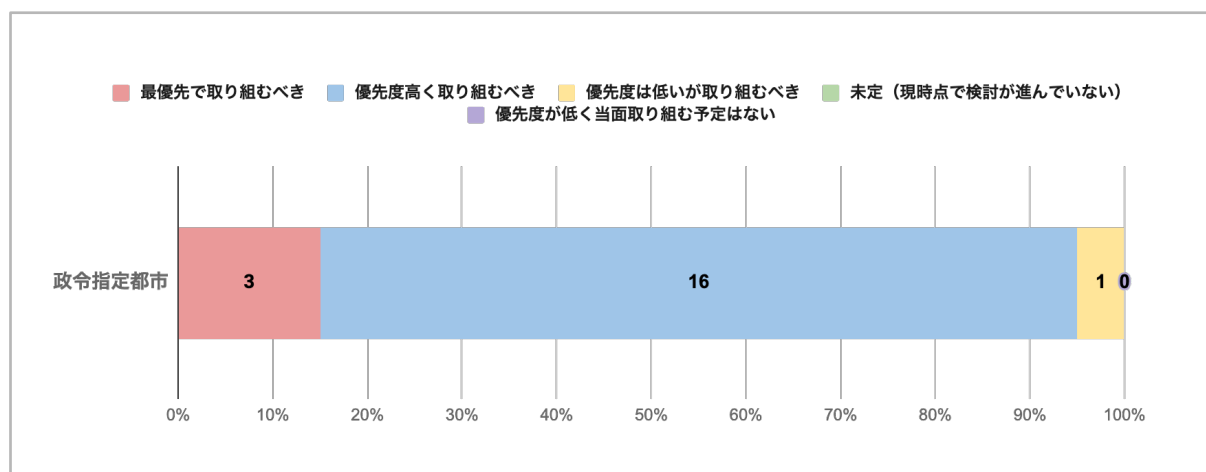
こども大綱に定められている「こども計画」を策定する予定があるか？



こども計画やその他計画において「こどもの居場所づくり」の内容を含める予定はあるか？

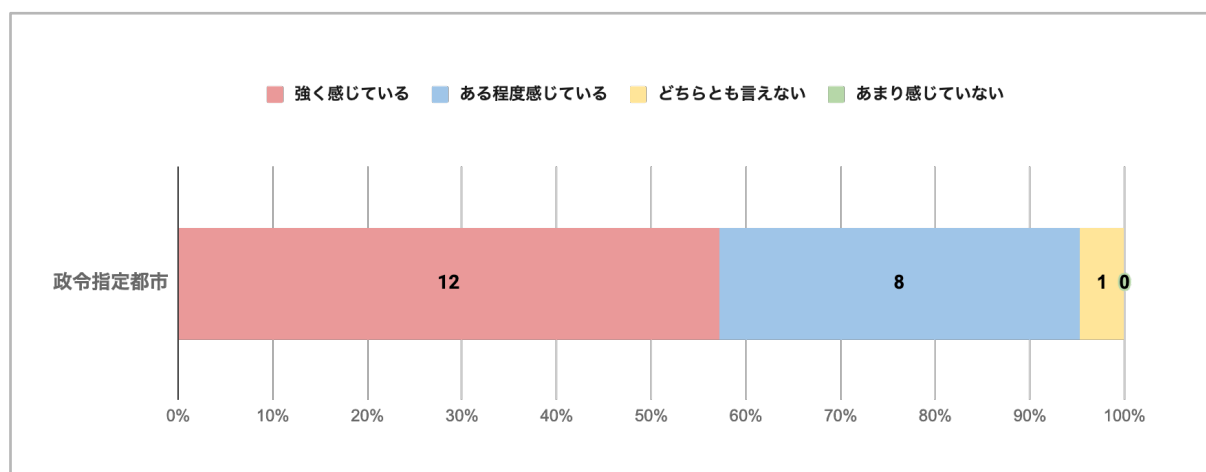


こどもの居場所づくりに対する考えで最も近いものは？

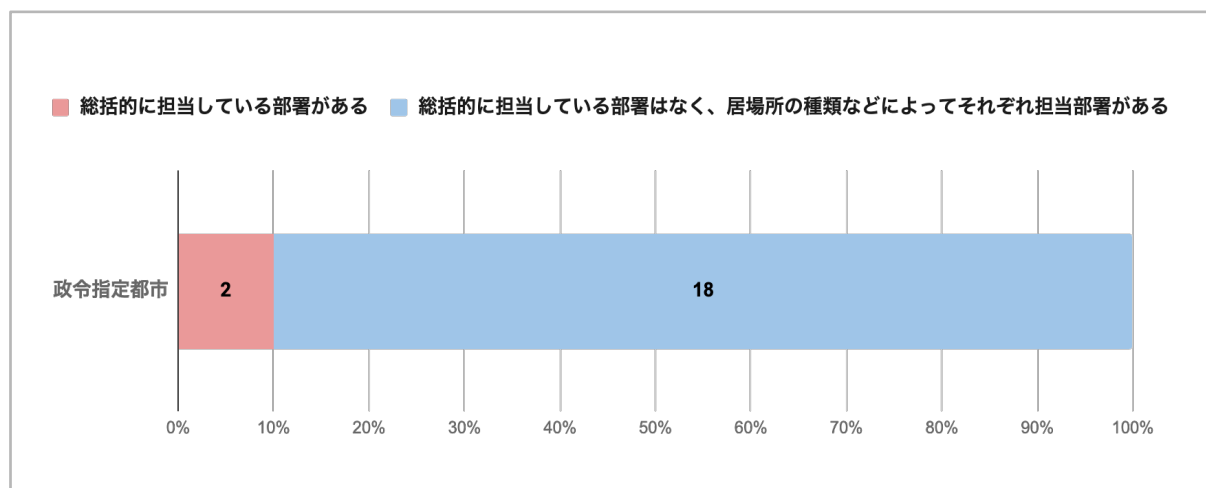


こどもの居場所づくり推進についてのニーズの受け止めは？

※複数回答した市があったため20市になっていない

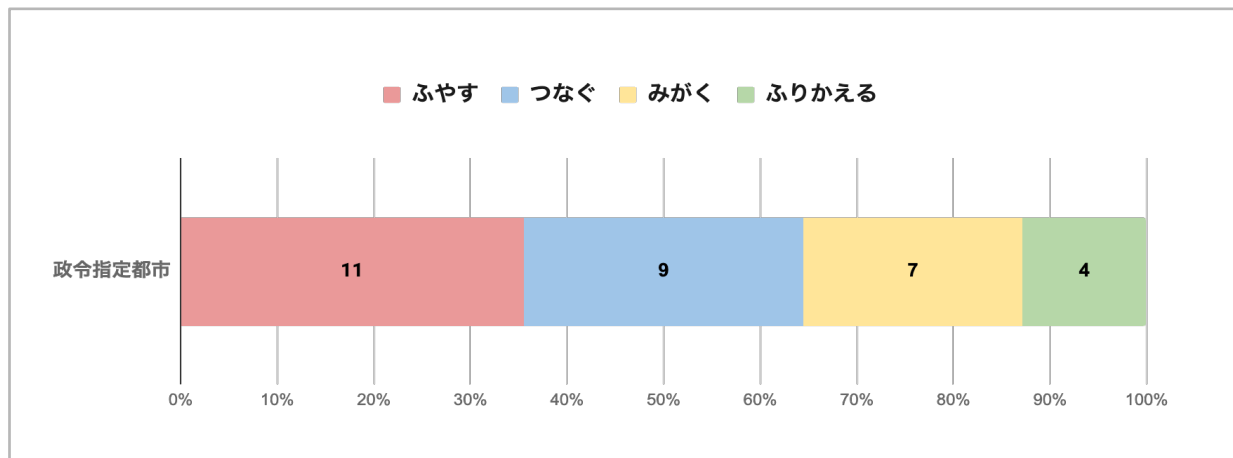


こどもの居場所づくりを総括的に担当している部署の有無

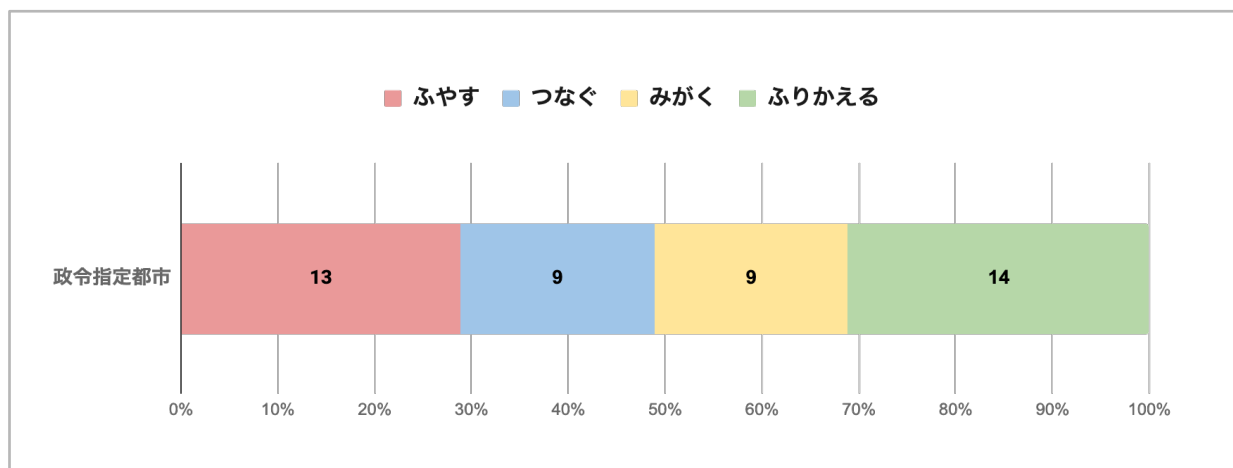


「こどもの居場所づくりに関する指針」で示された4つの基本的な視点について、最も重要と考えるものは？

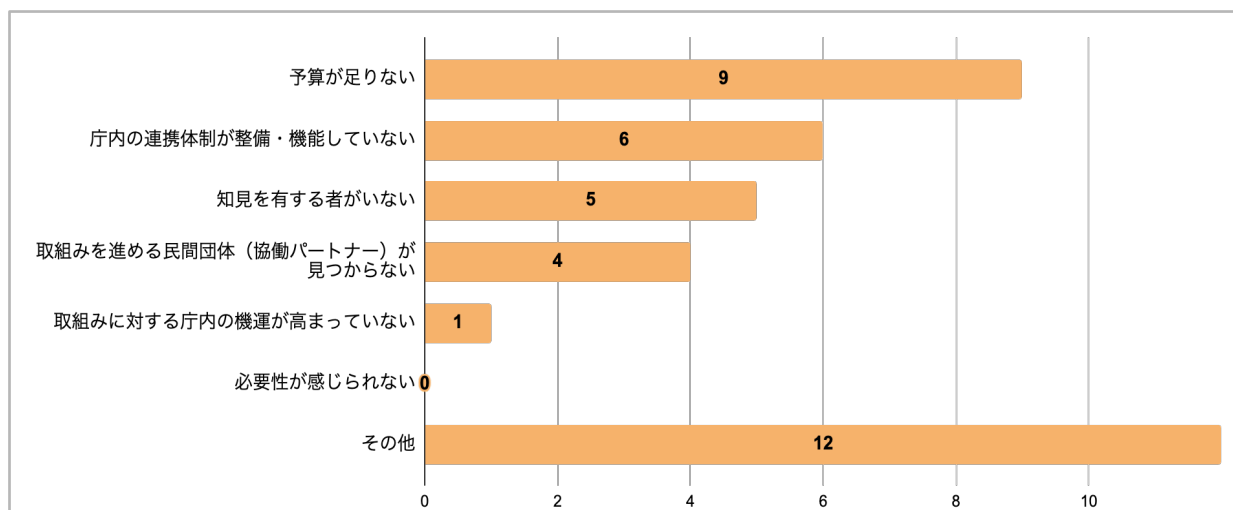
※複数回答した市があったため20市になっていない



4つの基本的な視点について、課題（重要だが取り組めていない）となっているものは？
（複数回答可）



こどもの居場所づくりに関する取組を進めるうえでの課題（複数回答可）



国の補助事業「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」の活用状況

※複数回答した市があったため20市になっていない

